

忠岡町津波避難計画

平成27年3月

忠 岡 町

目 次

第 1 章	総則	1
第 1 節	計画の目的	1
第 2 節	計画の位置づけ	1
第 3 節	計画の修正	1
第 4 節	用語の説明	2
第 2 章	避難対象地域の指定	3
第 1 節	津波浸水想定区域	3
第 2 節	避難対象地域の指定	5
第 3 節	避難困難地域の抽出	6
第 3 章	津波緊急避難場所・避難路等の指定	7
第 1 節	津波緊急避難場所等の設定	7
第 2 節	避難路・避難経路の指定	10
第 4 章	初動体制	11
第 1 節	配備体制と職員参集	11
第 2 節	住民等への情報受信・伝達体制	12
第 5 章	平常時の津波対策に関する教育、啓発	15
第 1 節	地震・津波防災上必要な教育及び啓発	15
第 2 節	避難訓練の実施	15
第 6 章	災害時避難行動要支援者の避難支援	16
第 1 節	災害時避難行動要支援者の避難対策	16
第 2 節	避難のための情報伝達	16
第 7 章	地域住民による防災マップの作成	16
第 1 節	住民ワークショップの実施	16
第 2 節	住民ワークショップの成果と活用	18

[資料] 忠岡町津波ハザードマップ（平成 27 年 3 月改訂版）

第 1 章 総則

第 1 節 計画の目的

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による甚大な津波被害を受け、内閣府中央防災会議専門調査会では、新たな津波対策の考え方を平成 23 年 9 月 28 日に示した。この中で、今後の津波対策を構築するにあたっては、基本的に二つのレベルの津波を考える必要があるとしており、一つは「最大クラスの津波」(L2 津波)で、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波であり、もう一つは「比較的発生頻度の高い津波」(L1 津波)で、最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波である。

「忠岡町津波避難計画（以下、「本計画」という。）」は、「忠岡町地域防災計画」及び「津波対策の推進に関する法律（平成 23 年法律第 77 号）」に基づき策定するものであり、南海トラフ巨大地震による「最大クラスの津波」を対象とし、地震・津波発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間から十数時間の間、住民等が生命及び身体の安全を確保するための避難計画である。

第 2 節 計画の位置づけ

本計画は、忠岡町地域防災計画の下位計画と位置付け、忠岡町地域防災計画に定める「第 2 編 災害予防対策」、および「第 3 編 災害応急対策」のうち、地震・津波発生直後から津波が終息するまでの期間における住民等の生命、身体の安全を確保するための応急対策に関して定めるものである。従って、延焼火災、余震による家屋倒壊の危険のある場合等の避難計画、あるいは被災による避難生活を円滑に行うための避難生活計画については、それぞれの計画において必要となる事項を盛り込み別途定めることとする。

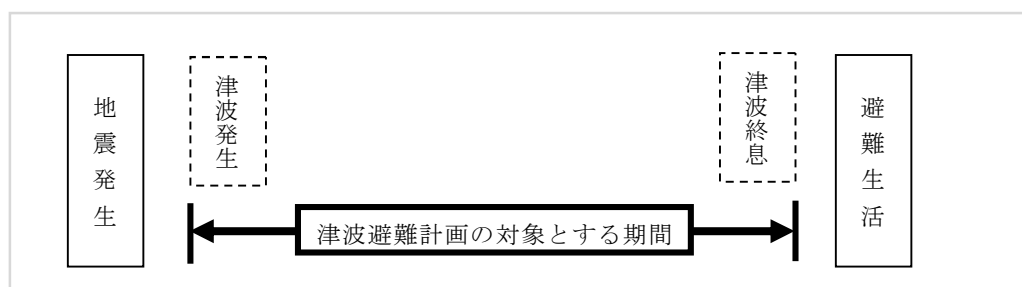


図 1 津波避難計画の対象とする期間

第 3 節 計画の修正

本計画は、津波避難訓練で明らかになった課題や、津波防災対策の実施や社会条件の変化に応じて、定期的かつ継続的に見直しを行うものとする。

第4節 用語の説明

本計画において使用する用語の意味は、次のとおりである。

用 語	意 味
津波浸水想定区域	最大クラスの津波が悪条件下を前提に発生したときの浸水の区域及び水深をいう。
避難対象地域	津波が発生した場合に避難が必要な地域
避難困難地域	津波の到達時間までに、避難対象地域の外（避難の必要がない安全な地域）に避難することが困難な地域をいう。
避難路	避難する場合の道路で忠岡町が指定に努める。
避難経路	避難する場合の経路で、自主防災組織、住民等が設定する。
津波緊急避難場所	津波の危険から緊急に避難するための高台や施設などをいう。原則として避難対象地域の外に定めるもので忠岡町が指定に努める。
避難目標地点	津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に定める場所をいう。自主防災組織、住民等が設定するもので、とりあえず生命の安全を確保するために避難の目標とする地点をいう。
津波避難ビル	逃げ遅れた避難者が緊急に避難する建物をいう。原則として避難対象地域内の建物を忠岡町が指定する。

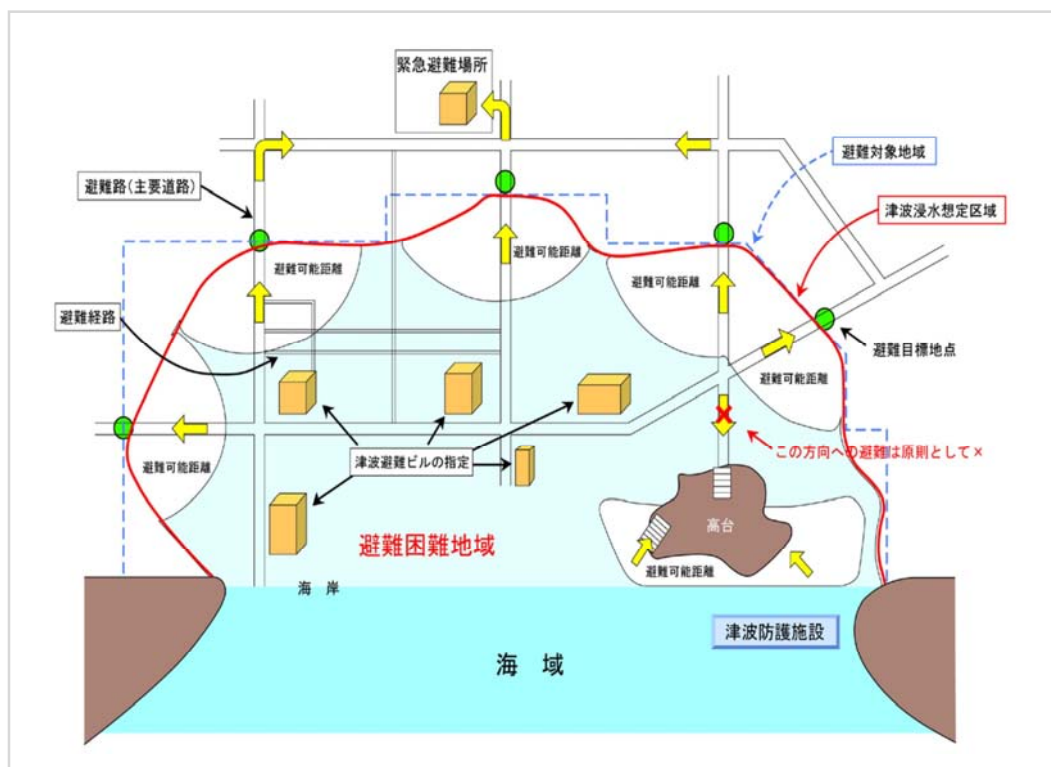


図2 津波避難計画の概念図

（消防庁「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」平成25年3月）

第 2 章 避難対象地域の指定

第 1 節 津波浸水想定区域

想定地震・津波については、「南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会」（大阪府 平成 25 年度）の結果を採用した。府の検討結果より、本町で想定される地震や津波の規模等は、下表のとおりである。

表 1 最大地震・津波最短到達時間・最大津波水位・浸水面積

最大震度（南海トラフ巨大地震を想定）	6 弱
津波最短到達時間	94 分
最大津波水位（T.P. + m）	4.3m
浸水面積（浸水深 0.1m 以上）	97ha

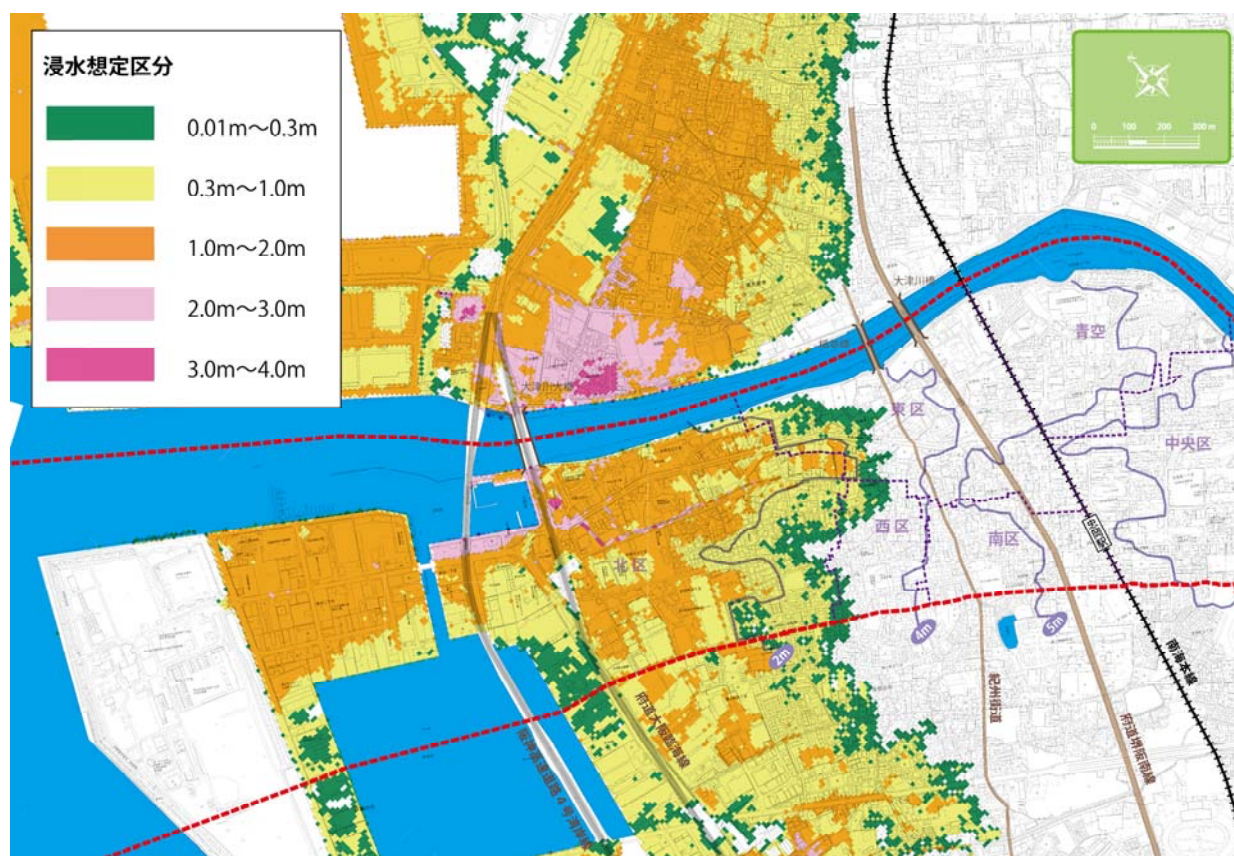


図 3 津波浸水想定区域

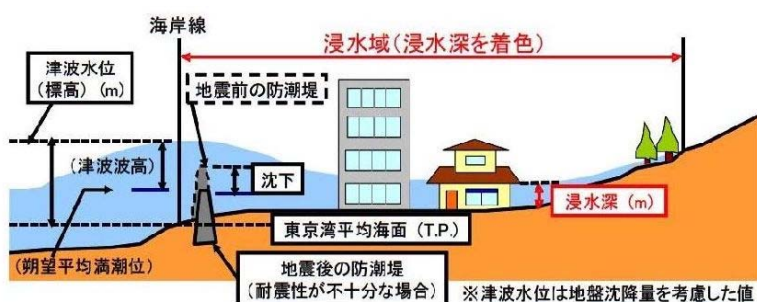


図 4 津波水位の定義

（大阪府「津波浸水想定について（解説）」
平成 25 年 8 月 20 日公表）

表 2 津波浸水想定区域における人口

避難対象地域	世帯数	人口	自治振興協議会
忠岡北 2 丁目	260	675	東区
忠岡北 3 丁目	182	508	北区
忠岡中 2 丁目	305	748	西区・北区
忠岡中 3 丁目	280	684	北区
忠岡南 2 丁目	200	912	西区・南区
忠岡南 3 丁目	330	729	北区
合 計	1,557 (世帯)	4,256 (人)	—

※一部でも浸水する区域含む

(H27. 2. 28 現在)

第 2 節 避難対象地域の指定

避難対象地域は、津波が発生した場合に被害が予想されるため避難が必要な地域であり、避難指示を発令する際に避難の対象となる地域である。大阪府津波浸水想定を基に、本町では南海本線より西側で指定する。

表 3 避難対象地域

忠岡北 1 丁目	忠岡中 1 丁目	忠岡南 1 丁目	新浜 1 丁目
忠岡北 2 丁目	忠岡中 2 丁目	忠岡南 2 丁目	新浜 2 丁目
忠岡北 3 丁目	忠岡中 3 丁目	忠岡南 3 丁目	新浜 3 丁目

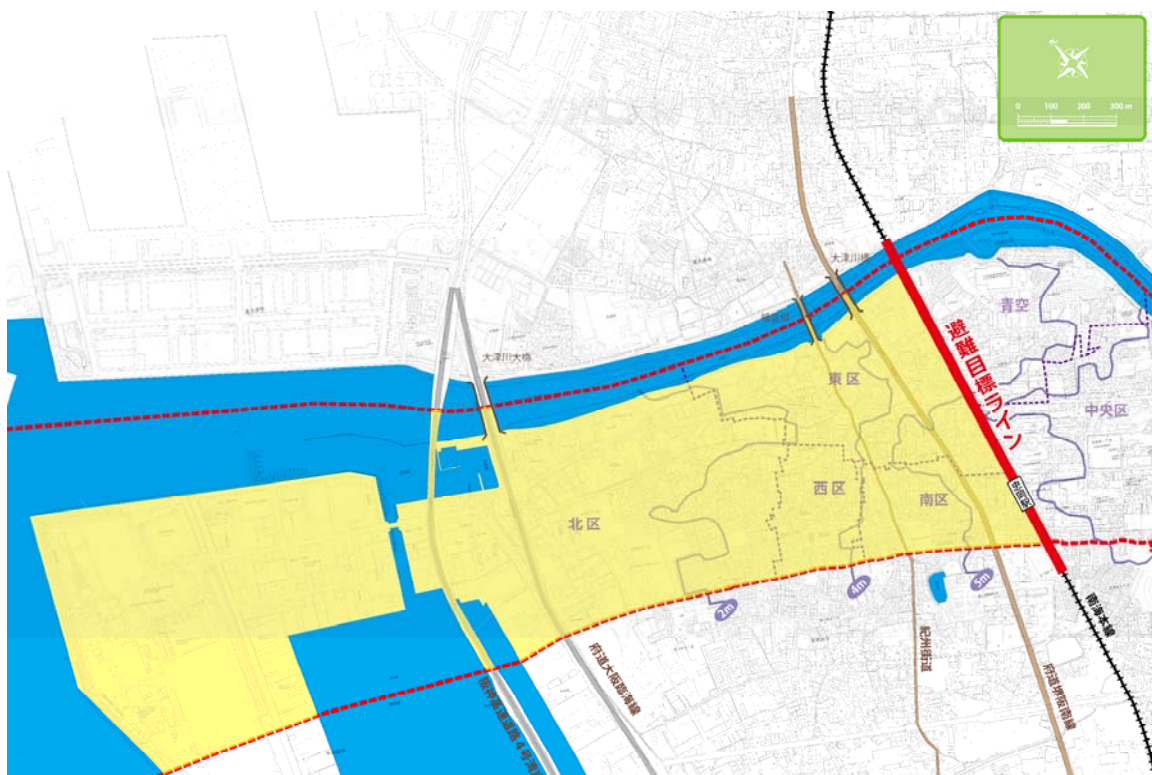


図 5 避難対象地域

第3節 避難困難地域の抽出

忠岡町沿岸に津波が襲来するのは、地震発生から約 94 分後と推測され、それまでに避難対象地域の外へ避難する必要がある。避難の際は、特別な理由がない場合を除き徒歩が原則とされていることから、津波到達時間内で避難可能な距離を推定し、避難困難地域の抽出を行う。[図 2(p2) 参照]

(1) 避難可能距離の算定

忠岡町内での避難可能距離については、以下の条件により算定を行った。

①津波最短到達時間 … 94 分

* 最短到達時間は、+ 1 m の津波が襲来する時間

②歩行速度 … 0.88m/秒

* 老人単独歩行 1.30m/秒

* 群衆歩行 0.88～1.29m/秒

* 障害者の歩行 0.91m/秒

③避難開始時間 … 5.3 分

* 避難するまでの時間（平均）5.3 分

上記の条件より避難可能距離を計算

避難可能距離 (m) = 歩行速度 (m/s) × (津波到達時間 (秒) - 避難開始時間 (秒)) … 算定式

* ①～③で採用した数値、及び避難可能距離の算定式については、「津波避難ビル等に係るガイドライン（平成 17 年 6 月）」より引用

[結果] $0.88 \times (5,640 - 318) = 4,683.36\text{m}$ (約 4.7 km)

(2) 避難困難地域の抽出

避難対象地域の沿岸部（新浜緑地と仮定）を出発点とし、避難目標地点（シビックセンター・町民運動場）までの区間を避難路を使った場合の距離は、約 3.6km である。避難可能距離の算出結果は、4,683.36m (約 4.7 km) であることから、地震発生から津波到達までの間に南海本線より東側に避難することは可能であり、津波浸水想定区域外への避難が十分可能であると判断される。このことから、忠岡町内においては、避難困難地域は存在しないと判断される。

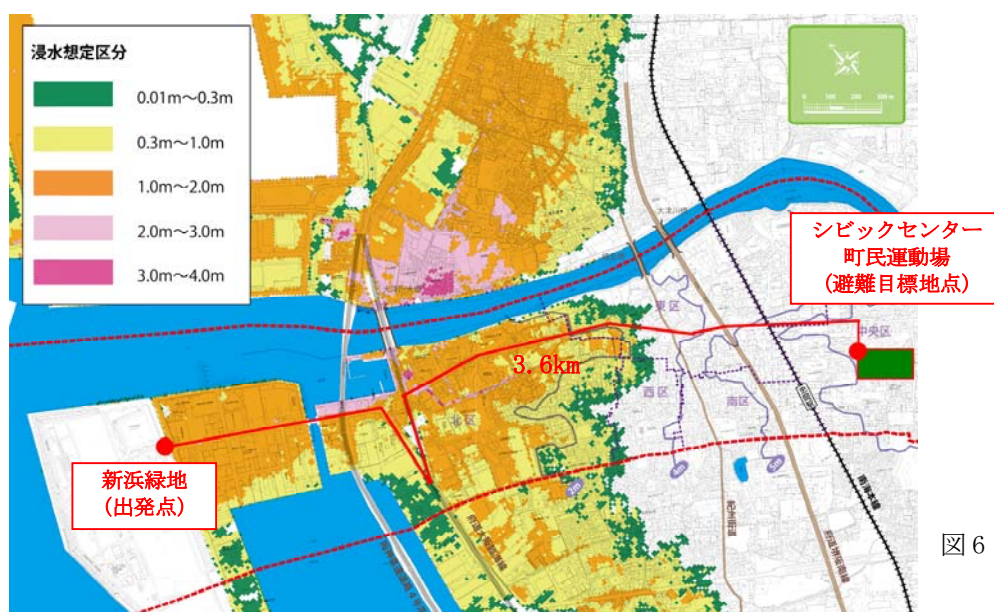


図6 津波避難困難地域の検討図

第 3 章 津波緊急避難場所・避難路等の指定

第 1 節 津波緊急避難場所等の設定

(1) 津波緊急避難場所の指定

本町においては、津波の危険性から緊急に避難するための施設として「津波緊急避難場所」を指定している。本町の津波緊急避難場所は、下表のとおりである。また、配置は、図 7 のとおりである。

表 4 津波緊急避難場所一覧

	名称	所在地	収容人数	津波浸水想定範囲
1	エルフローラ	忠岡南 3 丁目 1 1 番 2 5 号	117	内
2	カサ・ド・エムズ	忠岡北 3 丁目 5 番 1 0 号	90	内
3	文化会館	忠岡南 1 丁目 1 8 番 1 7 号	510	外
4	コートアザレア	忠岡北 2 丁目 9 番 9 号	134	外
5	忠岡中学校	忠岡東 1 丁目 1 7 番 5 号	872	外
6	シビックセンター	忠岡東 1 丁目 3 4 番 1 号	2, 235	外
7	東忠岡小学校	馬瀬 2 丁目 1 7 番 1 号	644	外
8	東忠岡幼稚園	馬瀬 2 丁目 1 7 番 2 号	921	外
9	東忠岡保育所	馬瀬 2 丁目 1 7 番 3 号	285	外
10	町民運動場	忠岡東 1 丁目 3 4 番地	10, 346	外
11	緑水園	忠岡東 2 丁目 1 番地	1, 454	外
12	北出 2 丁目憩の広場	北出 2 丁目 9 番地	282	外
13	北出公園	北出 2 丁目 1 7 番地	1, 678	外
14	高月向井田公園	高月北 2 丁目 2 0 番地	2, 476	外
15	三角公園	高月南 3 丁目 1 1 番地	100	外
16	鉢の様第 1 チビッコ老人憩いの広場	忠岡東 3 丁目 2 番	100	外
17	鉢の様第 2 チビッコ老人憩いの広場	忠岡東 3 丁目 2 番	100	外
18	鉢の様第 3 チビッコ老人憩いの広場	忠岡東 3 丁目 2 番	100	外
19	忠岡東 3 丁目チビッコ広場	忠岡東 3 丁目 1 0 番	118	外
20	菅原神社	高月南 3 丁目 4 番	2, 063	外

※1～4 は「津波避難ビル」、5～9 は「避難所」、10～20 は「一時避難場所」として指定している。

（２）津波避難ビルの指定

津波が発生し、又は発生するおそれがあり、津波到達時間内に避難対象地域外への避難が困難な場合は、津波の襲来に対応するため、避難路に面して「津波避難ビル」を指定し、標識板を設置する。本町の津波避難ビルは、表４、及び図７のとおりである。

また、津波発生時に避難の目安となる標高表示板を町内の電柱や公共施設に掲示している。



町内４箇所（H27.3現在）

図８ 津波避難ビル標識



町内１１４箇所（H27.3現在）

図９ 海拔標識

（３）避難目標地点の設定

津波が発生し、又は発生するおそれがある場合は、南海本線（避難目標ライン）より東側の緊急避難場所等から避難目標を設定する。本町では、シビックセンター（避難所）、及び町民運動場（一時避難場所）を避難目標地点とする。

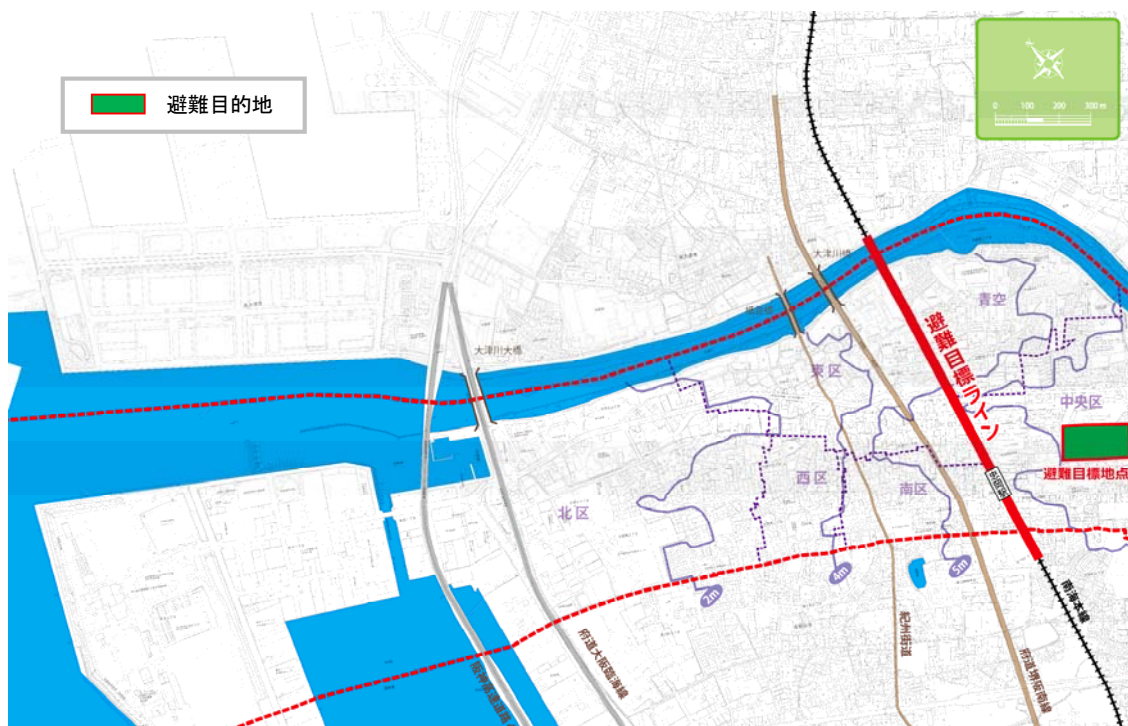


図１０ 避難目標地点（位置図）

第2節 避難路・避難経路の指定

津波が発生し、又は発生するおそれがある場合は、徒歩等によるいち早い緊急避難場所への移動が必要である。町内においては、どこからでも安全に避難目標地点まで避難できるよう、本町の形状も考慮しつつ東西への軸に重点を置き、以下のとおり「避難路」を指定する。

また、「避難経路」については、住民ワークショップにおいての検討、まち歩きによる確認が行われた。

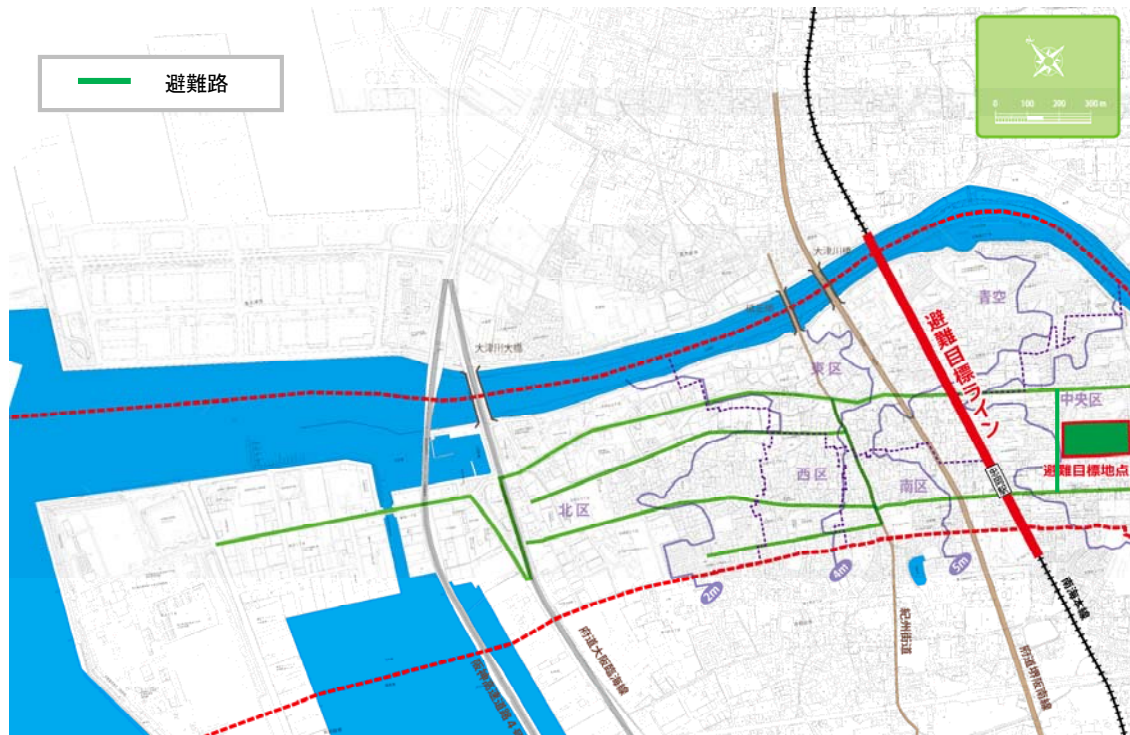


図 11 避難路（位置図）

第 4 章 初動体制

第 1 節 配備体制と職員参集

(1) 職員の配備体制

本町において地震に伴う津波被害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合は、速やかに次の配備体制をとる。

表 5 職員配備体制

配備区分	配備基準	配備体制	動員体制
警戒配備	①津波注意報が発表されたとき ②町長が必要と認めたとき	①情報の収集及び伝達、通信情報活動を実施する体制	概ね 20 人程度
A 号配備	①本町域又は隣接市（岸和田市、泉大津市、和泉市）において震度 4 の地震が発生したとき ②町長が必要と認めたとき	①災害警戒本部の設置 ②災害発生を防ぎよするため、通信情報活動、物資・資機材の点検・整備、小規模の災害応急対策を実施する体制	概ね 40 人程度
B 号配備	①町長が必要と認めたとき	①災害対策本部の設置 ②中規模の災害応急対策を実施する体制	概ね 70 人程度
C 号配備	①本町又は隣接市（岸和田市、泉大津市、和泉市）において震度 5 弱以上の地震が発生したとき ②本町域沿岸に津波警報・大津波警報が発表されたとき ③町長が必要と認めたとき	①災害対策本部の設置 ②大規模の災害応急対策を実施する体制	全職員

(2) 職員の参集

勤務時間外における招集の伝達は、各部長が予め決定してある連絡系統に基づき、電話等により行うものとする。また、職員は、テレビ、ラジオ等で本町域又は隣接市（岸和田市、泉大津市、和泉市）において、震度 5 弱以上の地震が発生したことを認知したときは、自ら役場に出勤するものとする。

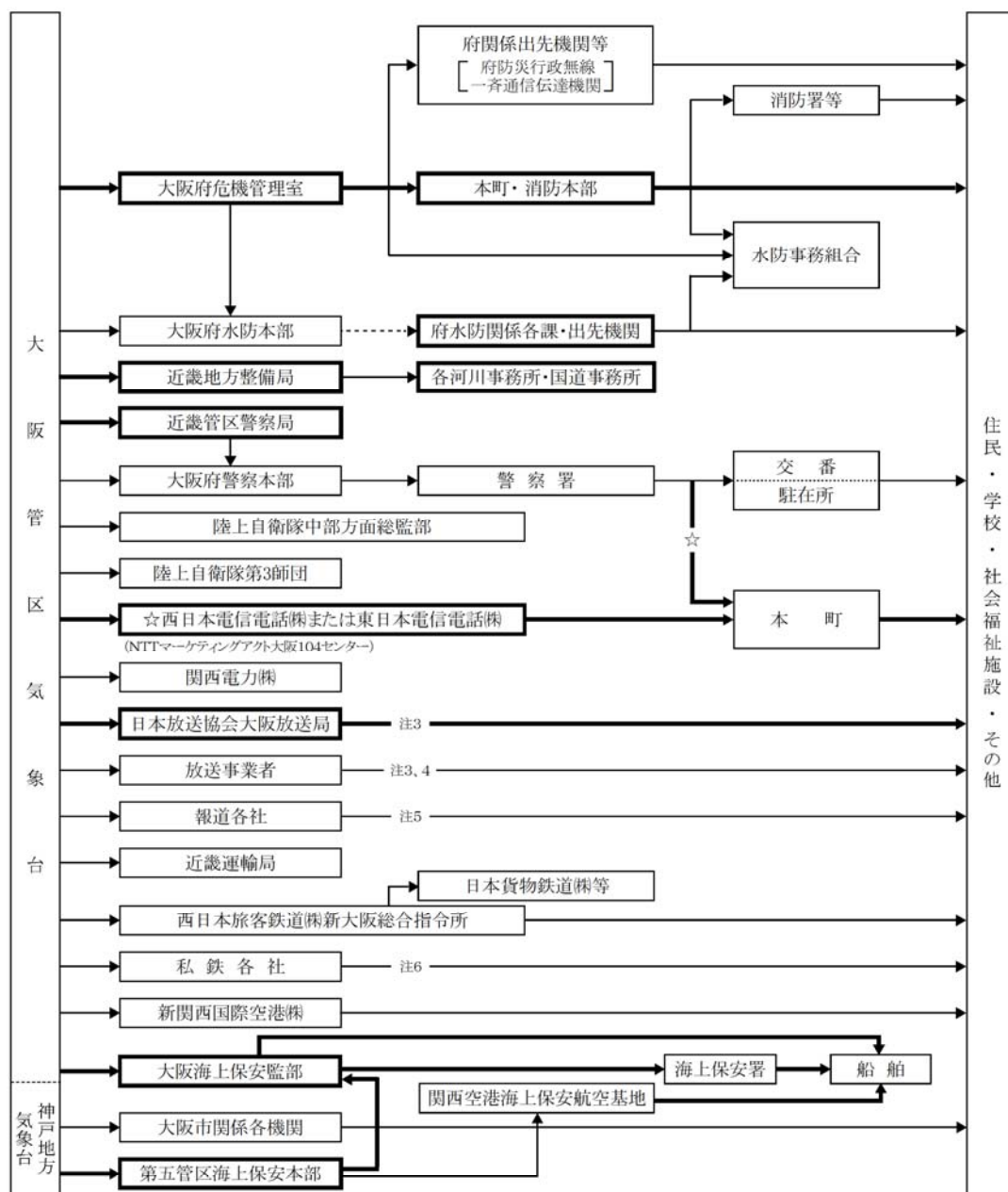
(3) 避難誘導等に従事する者の安全確保

避難誘導に従事する者等の安全確保については、自らの命を守ることが最も基本であり、その上で避難誘導を行うことを前提とする。津波浸水想定区域内での活動が想定される場合には、津波到達予想時間等を考慮した退避ルールを確立し、その内容について地域での相互理解を深めるとともに、情報伝達手段を備えることなどについて定めることとする。

第2節 住民等への情報受信・伝達体制

(1) 大津波警報・津波警報及び津波注意報の受信体制及び伝達体制

大阪管区气象台から発表される大津波警報、津波警報、津波注意報や津波情報の受信経路については、以下のとおりとする。



- (注) 1 太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。
 2 ☆印は、津波警報、同解除(津波注意報)の場合のみ。
 3 津波警報受信時は、緊急形状信号を発信し、その内容を放送する。
 4 放送事業者とは、朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社エフエム大阪の5社である。
 5 報道各社とは、朝日新聞大阪本社、日本経済新聞大阪本社、読売新聞大阪本社、産業経済新聞大阪本社、共同通信社、毎日新聞大阪本社の6社である。
 6 私鉄各社とは、近畿日本鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、大阪府都市開発株式会社(泉北高速鉄道)、能勢電鉄株式会社、大阪高速鉄道株式会社、株式会社大阪港トランスポートシステムの10社である。

図12 津波予報等の関係機関への伝達経路

(2) 津波警報・注意報等の伝達

本町は、大阪管区気象台から発せられる津波予報等をあらかじめ定めた経路により、関係機関及び住民に迅速に伝達、周知するなど被害の未然防止及び軽減のための措置を講ずるものとする。伝達のタイミング、方法等は、下表のとおりとする。

なお、この場合、避難行動要支援者に対する支援や外国人、観光客等に対する誘導などについて、避難に要する時間に配慮しつつ適切な対応を実施する。

表 6 大津波警報・津波警報・注意報

種類	発表基準	発表される津波の高さ		必要な行動例
		数値での発表 (津波の高さ予想区分)	巨大地震の場合	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで 3m を超える場合	10m 超	巨大	ただちに海岸や川沿いから離れ、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m 超～10m の時)		
		5m (3m 超～ 5m の時)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで 1m を超え、3m 以下の場合	3m (1m 超～ 3m の時)	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで 0.2m 以上、1m 以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m～ 1m の時)	—	陸域では避難の必要はない。海の中にいる場合、ただちに海から上がって、海岸から離れる。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

表 7 津波予報

発表基準	内容
津波が予想されないとき。 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。
0.2m 未満の海面変動が予想されたとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
津波警報等解除後も海面変動が継続するとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

（３）住民への周知

本町は、町防災行政無線、広報車、サイレンなどを利用し、又は状況に応じて自主防災組織などの住民組織と連携して、住民等に対して予警報を伝達するとともに、必要に応じて予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。周知にあたっては、登録携帯へのメールや音声対応、テレビの文字放送等の情報システムを活用するほか、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等が連携して、避難行動要支援者に必要な情報が速やかに行き届くよう対応する。

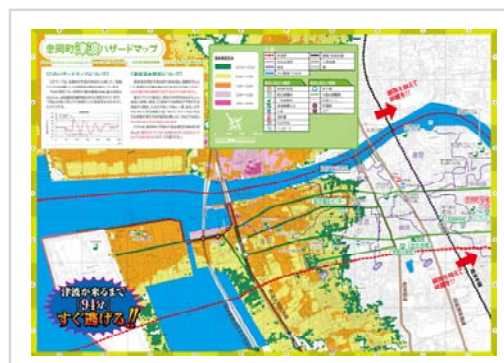
第 5 章 平常時の津波対策に関する教育・啓発

第 1 節 地震・津波防災上必要な教育及び啓発

本町は、防災関係機関や地域の自主防災組織等と協力し、出前講座や防災講習会、地区での会議への参加等を通じて、住民等に対する防災教育及び啓発を実施する。

本町では、以下の事項を「忠岡町防災ガイドマップ」にとりまとめ、全戸配布を行い、住民の教育及び啓発に努めている。

- ①地震のメカニズム
- ②液状化のメカニズム
- ③南海トラフ巨大地震に伴い発生される地震の震度
- ④液状化危険度
- ⑤地震発生時に安全を確保するための行動
- ⑥津波発生時の避難の心得
- ⑦津波警報・注意報の種類
- ⑧避難指示の内容
- ⑨防災情報の入手方法や伝達経路
- ⑩応急手当
- ⑪平常時の備え（非常持出品・家の内外の危険防止策・耐震診断 等）
- ⑫地震ハザードマップ
- ⑬液状化マップ
- ⑭建物被害率
- ⑮津波ハザードマップ



忠岡町防災ガイドマップ
(平成 26 年 3 月発行)



第 2 節 避難訓練の実施

津波被害が発生する地震を想定し、震源、津波の高さ、津波到達予想時間、津波の継続時間等を想定し、想定津波の発生から終息までの時間経過に沿った訓練内容を設定する。その際、最大クラスの津波やその到達時間を考慮した具体的かつ実践的な訓練を行う。また、実施時期についても夜間、異なる季節等を設定し、各々の状況に応じて円滑な避難が可能となるような避難体制等の確立を目指す。

第 6 章 災害時避難行動要支援者の避難支援

第 1 節 災害時避難行動要支援者の避難対策

本町は、発災時等には、避難行動要支援者の同意に関わらず、避難行動要支援者の名簿を効果的に利用し、「忠岡町災害時避難行動要支援者支援プラン」に基づき、地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、在宅要援護者高齢者、障がい者その他の避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるとともに、単独での避難行動に支障があると認められる者の避難誘導の実施に努める。

第 2 節 避難のための情報伝達

本町は、地震に伴う津波が発生した場合は、避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、関係機関及び住民その他関係のある団体に伝達する。情報伝達的手段としては、防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用する。どのような津波であれ、一刻も早い避難が必要であることから「避難準備情報」、「避難勧告」は発令せず「避難指示」のみを発令し、多様な手段を活用して情報伝達を行う。

第 7 章 地域住民による防災マップの作成

第 1 節 住民ワークショップの実施

本町では、平成 25 年度に町全域の住民を対象に防災マップ作成のためのワークショップを実施した。住民ワークショップの中で、避難対象地域の住民に対しては、津波浸水想定 of 浸水域や浸水深の確認を行った。主な内容は、下表の通りである。表 9③～⑤については、現地確認のため「まち歩き」を行い、その成果を防災マップに反映した。

表 8 避難対象地域内外（自治振興協議会単位）

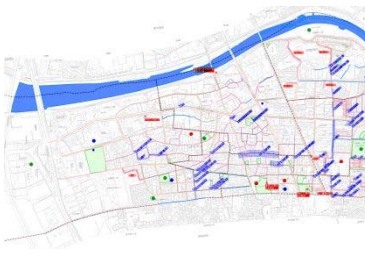
避難対象地域内	東区・西区・南区・北区
避難対象地域外	青空・中央・馬瀬・若竹・北出・高月南・高月北

※避難対象外の住民は地震・洪水についてのみ検討を行った。

表 9 ワークショップの内容

- | |
|-------------------|
| ①津波浸水想定 of 浸水域の確認 |
| ②津波浸水想定 of 浸水深の確認 |
| ③避難所等、防災関連施設の確認 |
| ④避難路、避難経路の確認 |
| ⑤危険個所の抽出・確認 |
| ⑥防災マップ（案）の作成 |

表 10 防災マップづくりワークショップ (H26. 1～2)

実施内容			
第 1 回	震度・津波浸水区域の確認	町全域、さらに自宅周辺の被害について区単位による参加者で確認を行う。	
	避難経路の検討	参加者の自宅から主要な避難路までの経路を記入する。 ⇒まち歩き用マップの作成	
第 2 回	まち歩きによる危険個所の確認	居住地区から出発し、指定避難場所までの避難路・避難経路について危険箇所等がないか確認する。 【確認項目】 狭い道路、蓋のない水路、ブロック塀、地下道、古い看板等	
	まち歩きによる避難所等の位置の確認	居住地区から出発し、指定避難場所までの施設等について確認する。 【確認項目】 避難所、避難所までの距離（歩行時間）、広場、津波避難ビル等	
第 3 回	防災マップ（案）の作成	まち歩きにより確認した項目の中から、区で共有する必要がある情報の整理を行う。	
	防災マップ（案）の完成	区単位別の防災マップ完成 今後は地域で行う防災活動等で役立てる。 【主な活用方法】 ○忠岡町防災ガイドマップに掲載 ○忠岡町津波避難計画の策定 等	

第2節 住民ワークショップの成果と活用

防災マップは、防災に役立つ施設や情報を示し、住民自らが生命を守るための避難行動につなげていくため、また地区での防災に関する会議、避難訓練等で役立てるために作成したものである。

住民ワークショップにおいて確認された項目は、下表のとおりである。

また、これらの成果を活用し、住民や自主防災組織等が自主的に津波避難のための経路の確認や避難訓練を行い、地域の津波避難計画を作成するよう働きかけるとともに、今後もワークショップの開催や情報提供を行うこととする。

表 11 確認項目

防災に役立つ施設	忠岡町役場・指定避難所・一時避難所・消防署・交番・ 防災無線・ヘリポート
防災に役立つ情報	オープンスペース・狭い道路・地下道・注意が必要な箇所・ 過去に浸水した事のある地点・主要な避難路

[資料]

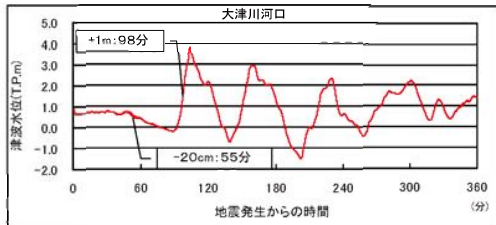
忠岡町津波ハザードマップ（平成 27 年 3 月改訂版）

忠岡町津波ハザードマップ

Mapa dos locais com perigo de tsunami de Tadaoka-cho / 忠岡町海啸予測图 / 타다오카초 쓰나미 해저드맵

【このハザードマップについて】

このマップは、大阪府が平成25年8月に公表した、『南海トラフ巨大地震』による津波浸水想定を表示しています。
今回の想定では、忠岡町の最大震度は6弱、最大津波水位は4.3m、津波最短到着時間は94分と想定されています。
下図は大津川河口での時間ごとの津波浸水水位を示したグラフです。



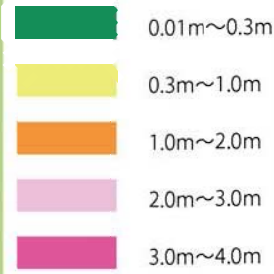
【津波浸水想定について】

津波浸水想定は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害の発生範囲を決定するものではありません。

最大クラスの津波は、現在の科学的知見をもとに、過去に実際に発生した津波や今後発生が予想される津波から想定したものであり、千年に一度、あるいはそれよりも発生頻度が低いものですが、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというのではなく、**浸水域が拡大する可能性があります。**

このため、東忠岡小学校区に浸水想定区域はありませんが、着色されていない区域が必ずしも安全というわけでは**ありません**ので、ご注意ください。

浸水想定区分



凡例

町境界	線路(南海本線)
自治会境界	主要道路
標高	橋
河川範囲・ため池	

防災に役立つ施設

忠岡町役場
避難所※
一時避難場所
津波避難ビル
交番
消防署
防災無線
ヘリポート

防災に役立つ情報

地下道
主要な避難路
防潮ライン
防潮扉
水門

※浸水想定区域内の避難所では浸水状況によって一階が使用できない可能性があります。

線路を越えて避難を!!

線路を越えて避難を!!

津波が来るまで「94分」すぐ逃げる!!

緑水園
北出2丁目憩いの広場
北出公園
高月向井田公園
三角公園
菅原神社

鉢の様第2チビッコ
老人憩いの広場

鉢の様第1チビッコ
老人憩いの広場

鉢の様第3チビッコ
老人憩いの広場

忠岡町役場

忠岡中学校

シビックセンター

市民運動場

文化会館

忠岡町西交番

忠岡町消防本部(署)

忠岡町交番

忠岡町東交番

忠岡町南交番

忠岡町北交番

忠岡町西交番

忠岡町東交番

忠岡町南交番

忠岡町北交番

忠岡町西交番

忠岡町東交番

忠岡町南交番

忠岡町北交番

忠岡町西交番

忠岡町東交番

忠岡町南交番

忠岡町北交番